



静岡県住宅供給公社

Shizuoka-ken Jutaku Kyokyu Kousha

東部支所
住宅サービス課
西部支所
営業時間 8:30~17:15(土・日曜日・祝日を除く)

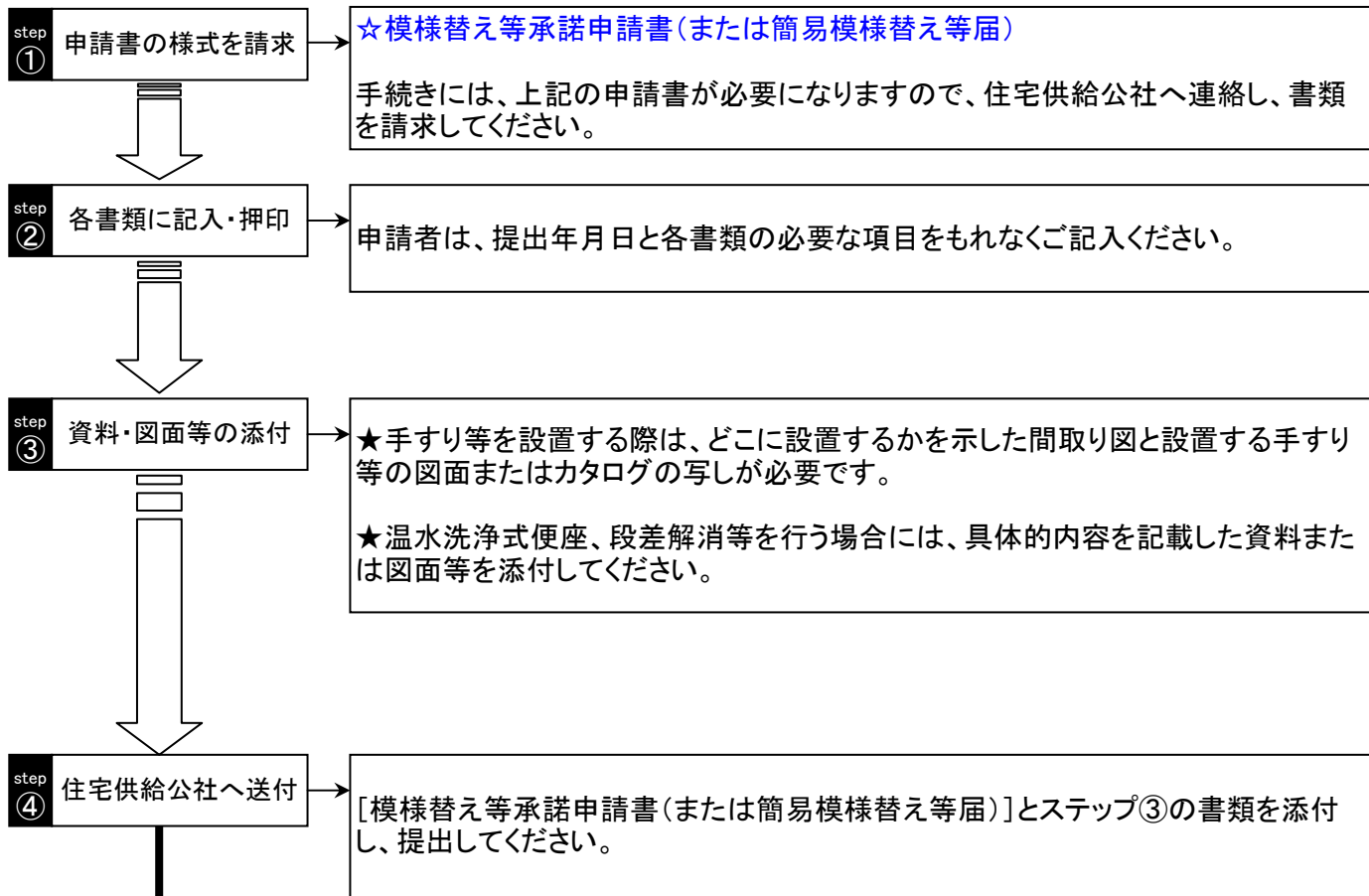
TEL (055) 920-2271
TEL (054) 255-4824
TEL (053) 455-0025

都市機構住宅の模様替えについて

住宅の模様替えについては、住宅の保全や、団地の美観を保つため承諾の基準を設けております。模様替えを実施する際は、内容のわかる図面・パンフレット等を添えて、「模様替え等承諾申請書」を提出し、あらかじめ都市機構の承諾を得なければなりません。

また、都市機構が模様替えを承諾する際は、原則として、退去の際に入居者の費用で原状回復することが条件となりますが、一部の模様替えについては、原状回復を免除して承諾するものもあります。なお、原状回復を免除したものであっても、退去時にその模様替え部分に、汚損、破損がある場合は、その補修費用をご負担いただくこととなります。

都市機構住宅模様替え手続きの流れ:



書類の提出先は都市機構住宅を管轄する住宅供給公社へ送付してください。

西部支所

住宅サービス課(中部)

東部支所

〒 430 - 0929

〒 420 - 0853

〒 410 - 0055

浜松市中区中央1丁目12-1
県浜松総合庁舎9階

静岡市葵区追手町9-18
静岡中央ビル 9階

沼津市高島本町1-3
県東部総合庁舎本館 2階

静岡県住宅供給公社
西部支所 宛

静岡県住宅供給公社
住宅サービス課 宛

静岡県住宅供給公社
東部支所 宛